

広島県告示第三百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が大崎上島町の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、大崎上島町長から届出があった。

平成二十三年四月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上 欄		下 欄
位 置	面 積	
豊田郡大崎上島町沖浦字浜一三三八の一〇から一三三八の四を経て一三三八の九に至る地先公有水面	九〇・九二平方メートル	大崎上島町沖浦字浜